

## 1. 趣 旨

豊かな知識や技能を持つ地域住民の方(以下「学習支援ボランティア」と言う。)が、小・中学校等の教育活動や交流センター等での地域活動に活かすことを通して、学校教育の更なる充実や住民の生涯学習の機会を高めることを目的として本事業を実施する。また、学習支援ボランティアがこのような人づくりや地域づくりに積極的に参画し、豊かな人生を創造していく機会を提供されることによって、生きる喜びと価値を追求してもらおう。加えて、世代間のふれあい促進、学校の活性化、開かれた学校づくりを目指すと同時に、地域の教育力の回復を図ることを目的とする。

## 2. 名 称

学習支援ボランティアの名称は次のとおりとする。

通称：“L ボラ” ～Learn(学習)ボランティア

## 3. 活動への参加

学習支援ボランティア事業に参加しようとするものは、いづかボランティアネットワーク事業実施要項第3条から第5条の規定により登録した者とする。

## 4. 事 業

学習支援ボランティア事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) ボランティア活動への指導、助言及び支援
- (2) ボランティア登録の促進
- (3) ボランティアが活動するために必要な各種調整
- (4) 事業拡大に向けた広報活動
- (5) その他、学習支援に関する事業

## 5. 活動内容

学習支援ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 「総合的な学習の時間」における指導者
- (2) 放課後児童クラブにおける指導者
- (3) 「各種講座」等における講師
- (4) その他学校または地域住民が希望する学習活動のうち、学習支援ボランティア活動として行うことが望ましいと判断されるもの

## 6. 報 償

学習支援ボランティアに関する報償は、次のとおりとする。

- (1) 3時間30分未満の活動に対し、1回1,500円
- (2) 短時間(1回30分程度)の活動を月に1回以上行っている場合に対し、月に1回

1,500 円

(3)長時間（1回3時間30分以上）の活動に対し、2回分3,000円。ただし、長時間の活動については派遣申請前にいづかボランティアネットワーク事務局の了承を得て実施するものとする。

#### 7. 報償の辞退

ボランティア登録者は報償の辞退を行うことができる。辞退を行う場合は、事務局に対し別に定める辞退届を提出するものとする。また、報償の支払い再開を希望する場合は、別に定める再開届を提出するものとする。

#### 8. 諸材料

活動に係る諸材料及び道具(以下「諸材料等」という。)は、原則として派遣申請者が準備するものとする。ただし、特別な諸材料等については教育委員会及び学習支援ボランティアと別途協議する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和8年4月1日から適用する。